

栃木県知事 福田富一様

2016年2月4日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治

日本共産党栃木県中部地区委員会

委員長 横山明

日本共産党栃木県南部地区委員会

委員長 岡村恵子

日本共産党栃木県議団

代表 野村せつ子

2015年9月豪雨災害における 災害救助法住宅応急修理等に関する申し入れ書

2015年9月豪雨災害において、福田富一知事は、日光市・鹿沼市・栃木市・小山市など8市町に災害救助法を適用しました。住家被害状況は県災害対策本部発表第25報(1月19日13時)によると「全壊」24、「半壊」133、「床上浸水」2054でした。

ところが12月に日本共産党国会議員団と栃木県党組織が実施した小山市などへの調査から、災害救助法のメニューで、「半壊」の場合、上限56.7万円の現物給付が受けられる住宅応急修理の実績(申請含む)がゼロ件であることがわかりました。12月25日、県危機管理課に確認したところ小山市のみならず県全体でゼロ件であることが判明しました。党国会議員団の調査では、同時点の茨城県の実績は2611件、宮城県は72件でした。また被害認定についても茨城県は「半壊」3752、「床上浸水」207、宮城県は「半壊」498、「床上浸水」179だったのにたいし、栃木県は「半壊」133、「床上浸水」2054と数字が逆転していました。

日本共産党はこの問題で、12月25日、小山市党組織とともに県の対応をただし、いまからでも「応急住宅修理」を実施して被災者を救済するよう要求、さらに1月8日に「来年度予算重点要望書」において、応急住宅修理の実施とそれができないのであれば同等の支援を県の施策として行うよう求めました。

1月13日、梅村さえこ衆院議員が衆院総務委員会質疑でとりあげ、栃木県は国にたいして「県の方から、10月22日に、住宅応急修理については、その必要はない旨連絡」し、「住宅応急修理を行うことなく10月31日をもって全ての救助を終了した」と報告していたことが、政府参考人の答弁で明らかになりました。さらに党として小山市、栃木市、鹿沼市、日光市への調査を重ねるなかで、つぎの問題点が明らかになりました。

第1に、県が市町の家屋り災証明書の発行状況、住家被害認定の進捗状況を十分聞き取ることなく早々と国に「住宅応急修理案件なし、打ち切り」を伝達していたことです。小山市や日光市では、県が住宅応急修理を打ち切ってからり災証明書を発行し続けていました。小山市の10月30日までのり災証明書発行数は159件ですが、1月4日までにさらに1481件発行しています。その内訳を見ると「半壊」は10月末で30件、1月4日までには682件と、約23倍に増加しました。日光市においても10月末「半壊」2件だったのが1月10日現在で95件と、93件増加しました。10月末以降、り災証

明書を交付された被災者には、「住宅応急修理」について説明されなかった可能性があります。

第2に、被災者に住宅応急修理の制度があること、その要件などが周知されていなかったことです。「避難所にいる人に文書を渡しただけ」（小山市）、「りさい証明書交付のさい市役所に来た人に説明した」という程度でした。多くの「半壊」被災者は、「住宅応急修理というのを知らなかった」「なぜきちんと知らせないのか」と怒っています。

第3に、住家被害認定にあたって内閣府による「浸水等における住家被害の認定について」（平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知）の弾力的運用を怠った、または錯誤により必要以上に厳しく認定した可能性が強いことです。県は市町担当者に「住宅応急修理は要件が厳しく適用するのは難しい」となどと抑制的に説明したり、「2階があれば半壊対象にならない」「ほかに居住できる部屋があれば半壊にならない」「流木など外的損壊がないと半壊にならない」などと指導・助言していました。そうした国の基準以上に厳しい認定によって、栃木県では住宅応急修理の対象となる「半壊」認定が少なく、「床上浸水」が多数にのぼったと考えざるを得ません。

第4に、第3にあげた不適切な被害認定により、住宅応急修理のみならず、被災者が受けるべき被災者生活再建支援法・同制度の適用、見舞金の額、義援金の額が不当に低くされた可能性が大きいことです。

以上のような栃木県と当該市町による法適用上の不適切な対応により、災害救助法の重要な現物給付支援を受けられず、また見舞金・義援金が受け取れなかったり減額されたりした被災者が多数存在することを懸念します。県は、災害救助法は適用後、市町に委嘱したと主張しますが、適用の責任者たる県の責任は免れません。指摘したどの点においても栃木県の責任が問われます。最大の被害者は被災した県民です。災害から立ち直ろうと苦しい思いでがんばっている県民をこのまま放置することは、法の下での平等にてらしても絶対に許されません。ついては、あらためて下記の通り申し入れるものです。

記

1. 栃木県として災害救助法の適用と市町への支援、被災者救援に不適切さがあつたことを認め、被災者に対して行うべき救援・支援を責任を持って果たすこと。
2. 住家被害認定に不服・疑念があれば再調査が認められていること、居住地役場に通告すれば可能であることを、全被災世帯を対象に周知し、市町がすみやかに再調査に応じられるよう支援すること。
3. 再調査の実施に当たっては、内閣府通知とそれを弾力的に運用した常総市の事例を参考にし、行うよう市町に徹底すること。
4. 国への「住宅応急修理の終了」通知を取り消し、期間延長とするよう内閣府と調整し、すみやかに住宅応急修理を実施すること。
5. 4項が国との関係で認められない場合、県として救済措置を講じること。
6. 住宅修理完了後の申請についても領収書、積算書、改修前の写真などがあれば認めること
7. 義援金について、被害認定の再調査の結果、「床上浸水」から「半壊」などにランクアップした被災者の受けるべき額とすでに配分された額との差額を県が補填・支給すること。

以上